

③ 犬の習性等を正しく理解して、最後まで適正に責任をもって飼ってください

犬の大きさに応じて餌及び水を与え、運動をさせましょう。
病気やケガをしないよう健康管理に気を配りましょう。



④ 繁殖を希望しない場合は、不妊去勢手術等の繁殖制限をしましょう

複数の犬を飼っている方は、みだりに繁殖することを防止するため、不妊去勢手術等の繁殖制限を行ってください。

多頭飼養の届出について

犬及び猫を10頭以上飼っている方は保健所への届出が必要です。

届出事項

届出様式はこちら



1. 氏名及び住所
2. 飼養施設の所在地
3. 飼養犬猫の数、性別及び不妊去勢手術の実施数
4. 飼養施設の構造
5. 飼養の方法(※)
(※)雌雄の分離、廃棄物等の処理方法

⑤ 犬のふん尿その他の汚物は適正に処理してください

飼養施設の内外を常に清潔にしましょう。
公共の場所、他人の土地や建物等を汚さないよう気をつけてください。



● 飼えなくなったときは・・・

まず、適正に飼養できる新しい飼い主を探してください。
どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、最寄りの保健所へご相談ください。

動物の愛護及び管理に関する相談窓口

保健所名及び電話番号	担当区域
岐阜保健所 058-380-3003	羽島市、各務原市、岐南町、笠松町
本巣・山県センター 058-213-7268	山県市、瑞穂市、本巣市、北方町
西濃保健所 0584-73-1111(代)	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐センター 0585-23-1111(代)	揖斐川町、大野町、池田町
関保健所 0575-33-4011(代)	関市、美濃市
郡上センター 0575-67-1111(代)	郡上市
可茂保健所 0574-25-3111(代)	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃保健所 0572-23-1111(代)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所 0573-26-1111(代)	中津川市、恵那市
飛騨保健所 0577-33-1111(代)	高山市、飛騨市、白川村
下呂センター 0576-52-3111(代)	下呂市
岐阜市保健所 058-252-7195	岐阜市
岐阜県動物愛護センター 0575-34-0050	県全域(岐阜市を除く)



犬の飼い主の方へ



飼い主になるということは
全てに責任を持つことです!

命を預かる責任

- 快適で安全な環境を提供する責任
- 命を終えるまで飼い続ける責任
- 老いに向き合う責任

社会に対する責任

- ルールやマナーを守る責任
- 人に危害を及ぼさない責任
- 周辺地域を汚したり迷惑をかけない責任
- 自然環境に影響を及ぼさない責任

岐阜県動物愛護推進協議会

岐阜県動物愛護推進協議会とは・・・
岐阜県、岐阜市、(公社)岐阜県獣医師会、
岐阜大学応用生物科学部、
(一社)岐阜県動物愛護ネットワーク会議で構成されます。

犬を飼う際には、 次のことを守ってください

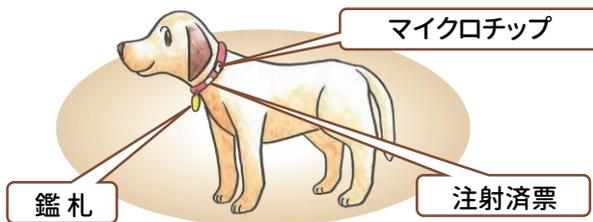
1 犬の登録をしてください

「狂犬病予防法」により生後91日以上の子犬は登録し、その鑑札を犬につけておくことが義務づけられています。登録は生涯1回です。登録をしないと罰金が科せられる場合があります。犬が死亡した場合は「死亡届」が、飼い主の氏名、住所等に変更があった場合は「犬の登録事項変更届」が必要です。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

2 狂犬病の予防注射を年1回受けてください

予防注射後には狂犬病予防注射済票の交付を受け、それを犬につけておくことが義務づけられています。

※狂犬病は過去の病気ではありません。世界では狂犬病により毎年3～5万人が死亡しています。狂犬病予防注射を受けさせていれば、万が一狂犬病が日本に侵入しても、犬の間で流行することを未然に防ぐことができます。



マイクロチップの装着について

犬の販売業者以外の者から犬を家族に迎え入れた時は、できるかぎりマイクロチップを装着し、下記サイトから登録しましょう。

※ペットショップやブリーダーなどで販売される犬には装着・登録が義務づけられています。販売業者から犬を迎え入れた時は、ご自身で変更登録をしてください。

犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト



飼い犬による咬傷事故が発生しています!!

県内において大型犬等※を含む飼い犬による咬傷事故が、毎年80件程度発生しています。

※「大型犬等」…体高60cm以上の犬、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬

岐阜県の咬傷事故発生割合※ワースト3犬種

- 1 アメリカン・ピット・ブル・テリア(2.8%)
- 2 秋田犬(2.5%)
- 3 シェパード(2.2%)

続きはこちら



※登録頭数に占める
事故発生件数
(H30～R2年度の
合計)の割合



咬傷事故の主な原因

- × リード(引き綱)を持っていた飼い主が、被害者に向かっていく犬を制御できなかった。
- × 室内で放し飼いをしている、玄関や窓から逃げた。
- × 鎖・リードと首輪をつなぐ留め具が壊れたり、鎖・リードが切れて逃げた。

事故防止対策

- 散歩は犬を制御できる人が行き、散歩の際、他の犬とすれ違う時はリードを短くしっかり持つ。
- 人通りの少ない場所や時間帯を選んで散歩を行う。
- 「待て」「来い」など飼い主の指示に従えるよう基本的なしつけを行う。
- 玄関や掃き出し窓付近に柵を設ける。訪問者がある場合は柵等の囲いに入れる。
- 鎖・リードは丈夫なものを使用し、留め具などが劣化していないか、首輪が緩んでいないか定期的に点検する。



確実につなぐ

人止め柵

基本的なしつけ



リード、留め具は劣化していないか？
首輪は緩んでいないか？

特に大型犬等による咬傷事故は、命に係わる重大事故につながるおそれがありますので、飼養管理に十分注意ください。
右のQRコードから、あなたの犬の飼い方を自己点検できます。

※犬を不適正な方法で継続して飼養した場合、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき30万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

□ 飼い犬が逃げた時、人を咬んだ時は直ちに保健所と警察署へ連絡してください。

